

# ＜＜ 定住化促進のための住宅改修補助金交付について ＞＞

## 雪対策のための住宅リフォーム支援事業

### 【 目的 】

倶知安町は道内有数の豪雪地帯であるため、住宅の老朽化や雪対策の負担・不安により、町外に転出する高齢者等が多いことから、住み慣れた地域で快適な暮らしを続けることを支援するため、住宅改修工事等に要する費用の一部を補助することを目的としています。

### 【 補助の対象 】

＜ 補助の対象者は、以下の要件すべてに該当する方です。 ＞

- (1) 本町に住民登録をしていること。
- (2) 改修工事を行う住宅の所有者であって、当該住宅に現に居住しているか又は改修工事後に直ちに居住することが確実であること。
- (3) 補助対象者及び同一世帯に属する者全員が町税を滞納していないこと。
- (4) 改修工事の施工業者は、本町を営業の拠点として事務所等を有し建設業を営む者で、かつ、自ら改修工事を当該事業所等において施工する業者とする。

### 【 補助対象となる工事 】

＜ 雪問題の解消のための工事とする。 ＞

内 容	備 考
屋根、外壁の改修	屋根：屋根材の葺き替えは対象（注1）ただし、塗装工事は対象外。 外壁：外壁材の取替えは対象。ただし、塗装工事は対象外。
屋根に設置する雪止め、屋根融雪ヒーター、雪庇防止金物	
玄関風除室、雁木の増改築及び新設	非木造の既製品は対象外。ただし、現場採寸して加工・設置する場合は対象（注1）
住宅組み込みの車庫（カーポート含む）の増改築及び新設	非木造での既製品は対象外（注1）
住宅組込の物置等の増改築及び新設	非木造の既製品は対象外（注1） 物置等：物置、灯油タンク庫、プロパン庫とする。
ロードヒーティング	
融雪槽の設置	
防雪柵	開口部保護柵、自立型落雪防止柵（注1）（注2）

（注1）屋根の形状を変更する場合や、車庫・カーポート・雁木・風除室・防雪柵の増設は、確認申請や景観申請が必要になる場合がありますので、事前にご相談ください。

（注2）自立型落雪防止柵は、構造計算により安全性が確認されたものを対象とする。

### 【 補助金の額 】

対象となる改修工事費用の2／10に相当する額で、50万円を限度（1,000円未満の端数切捨て）とします。

ただし、以下の補助金の支給対象の改修費部分については、要綱の対象としません。

- (1) 介護保険法に基づく居宅介護住宅改修費の支給対象工事
- (2) 障害者自立支援法に基づく住宅改修費の支給対象工事
- (3) 町、国、道その他公共団体からの工事資金の補助金、交付金、補償費等の対象工事

※補助金の交付は、同一の住宅に対して1回です。